

新型コロナウイルス関連情報（段階的緩和措置の実施）

令和3年4月4日

○4月1日、ポルトガル政府は、新型コロナウイルス対策の活動制限規制の段階的緩和を計画とおり4月5日に実施する旨決定しました。

○同緩和内容は以下のとおりです。

- －小学5年・6年生、中学生（及び同じ年齢の学童保育）の通学。
- －障がい者関係の社会施設。
- －高齢者向けデイサービス・センター。
- －面積200平方メートル未満の路面店。
- －美術館、モニュメント、宮殿、史所旧跡、アートギャラリー。これらは平日22時30分、土日祝日13時に閉館。
- －レストランのテラス席（ただし1グループ4名まで）。これらは平日22時30分、土日祝日13時に閉店。
- －（既に営業している食品以外を扱う）屋外・屋内市場（ただし市の許可による）。
- －低リスクのスポーツ種目及びグループレッスンを除くスポーツジム。
- －野外での運動（ただし1グループ4名まで）。
- －次のスポーツ施設：射撃場、テニス場、カヌー・カヤック等のパドリング場、単車・四輪車等のサーキット、サイクル（自転車）センター、乗馬場、屋内体育施設、アスレチック場、ゴルフ場。

なお、ポルトガル政府は、段階的緩和措置の実施にあたり、感染状況を二つの指標（①過去14日間の人口10万人あたり感染数が120まで及び②感染実効再生産数（Rt）が1まで）を設けており、市によっては既にこれを超えているところもあるとして、今後の感染状況次第では、市レベルの措置を講じる可能性も示唆しつつ、国民に対し、感染防止のために引き続き慎重な行動を取るよう呼びかけています。4月5日以降も次の一般的ルールは依然有効です。

- －店舗の営業時間は平日21時まで、週末・祝祭日は13時（食品小売の場合は19時）まで。

－在宅勤務（テレワーク）の実施。

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

Email:consular@lb.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※当館に「在留届」を提出した方で帰国や転居済みの方は、以下のURLから帰国届又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>